学校法人足利大学役員等報酬及び退職手当規程

(目的)

第1条 学校法人足利大学(以下「法人」という)役員等の報酬に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(役員等の定義)

第2条 役員等とは寄附行為第5条に定める役員、第11条に定める顧問及び第19条に 定める評議員をいう。

(役員等の報酬)

- 第3条 役員等の報酬は、別表1の額とする。ただし、専任の教職員及び足利仏教和 合会会員が役員等を兼務する場合は、支給しない。
- 2 前項にかかわらず、常勤理事及び特別の職務をもつ者の報酬については、理事会 の承認を得て別の取扱いをすることができる。
- 3 前項の報酬額については職務内容を勘案し理事会で決定する。
- 4 年度途中で交替があった場合の報酬額は月割とする。
- 5 理事長及び大学学長を兼務する理事については、国家公務員の給与改定に準じて 報酬を改定するものとする。

(報酬の支給日)

第4条 前条に定める報酬は、年度末3月に支払うものとする。但し、第2項の者については、法人給与規定に準ずる。

(実費弁償)

第5条 役員等がそれぞれの職務を行うために必要な費用は弁償を受けることができる。

(旅費の支給)

第6条 役員会等への出席のための旅費は別途支給する。

(顧問の待遇)

第7条 寄附行為第11条に定める顧問は、名誉職とする、但し、その職務を行うため 必要な費用は、弁償を受けることができる。

(退職手当)

- 第8条 役員等の退職手当は、支給しない。
- 2 理事長及び特別の職務をもつ者については、理事会の承認を得て別の取り扱いを することができる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の決議を経て行う。

附則

- この規程は、平成2年4月1日から施行する。
- この規程は、平成3年11月28日から施行する。
- この規程は、平成6年5月27日から施行する。
- この規程は、平成11年7月27日から施行する。
- この規程は、平成16年12月21日から施行する。
- この規程は、平成22年2月16日から施行する。ただし、退職手当について、平成21

年度分までについて平成22年2月15日現在在職中の者(専任の教職員の兼務するもの を除く)には支給する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表1

職種	報酬年額	備考
理事(非常勤)	500,000円	
監事	500,000円	
評議員(非常勤)	200,000円	